



第 231 号

発行所 大阪府危険物品協会連合会
発行人 川井清治郎
大阪市西区西長堀北通1丁目
四つ橋ビル8階
TEL (531) 9717.5910
定価 1部 20円

火災予防条例近く改正

各市で準備すすむ

消防庁では火災予防条例改正要綱を次のように定めた。市町村ではこれに基づき近く条例を改正すべく準備中である。

火災予防条例の一部改正条例(準則)要綱

第1 火を使用する設備に関する事項

1. 火を使用する設備は、正常燃焼に必要な空気を取り入れることができ、かつ、避難の支障とならない位置に設けるものとする。
2. 火を使用する設備の燃料タンクの構造については、危険物政省令の規定にかんがみ、容量区分に応じた板厚とし、自動容量覚知装置、通気管等を設けるものとする。
3. ボイラー設備には、蒸気圧力が異常に上昇した場合に当該圧力を放出する安全装置を設けるものとし、引火性の熱媒体を使用するボイラーの技術上の基準については、指定数量以下の危険物の貯蔵・取扱いの技術上の基準の例によるものとする。
4. ストーブの煙突・煙道の接続方法を定めるとともに火粉の飛散防止措置を義務づけること。
5. サウナ設備の基準を新設し、温度が異常に上昇した場合に直ちに熱源をしゃ断できる自動・手動の装置を設けるものとする。
6. 従来のガス湯沸設備の規定を簡易湯沸設備と給湯湯沸設備に分類し、ガスのみならず電気および液体燃料を使用する湯沸設備についても規制するとともに、発熱量の大きい給湯湯沸設備を屋内に設ける場合は室内の内装を制限するものとする。

第2 使用に際し火災の発生するおそれのある設備に関する事項

発電設備・変電設備は、堅固に床、柱等に固定するもの

とすること。

第3 火を使用する器具の取扱いに関する事項

1. 個別的品名別規制(こんろ、ストーブ等)を燃料別規制(液体、固体、気体、電気等)に改めるとともに、使用場所および使用方法を定めること。
2. 液体燃料を使用する移動式ストーブには、地震等の場合に自動的に消火する装置等を設けるものとする。

第4 火の使用に関する制限に関する事項

1. 劇場等に危険物品を持ち込むことを禁止し、およびその旨に表示を義務づけること。
2. 消防法の改正に伴い、装飾用物品の防災処理の規定を削除するものとする。
3. 溶接作業等を行なう場合の火気の制限、喫煙場所の設定等火災予防上有効な措置を講ずることを義務づけること。
4. 枯草等を放置した空地の所有者等は、当該物件の除去等の火災予防上必要な措置を講ずるものとする。

第5 指定数量未満の危険物の貯蔵または取扱いの基準に関する事項

1. 従来規制対象外としていた指定数量の5分の1未満の危険物の貯蔵・取扱いについても基本的基準を定めること。
 2. 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物(少量危険物)の貯蔵・取扱いの場合の空地の幅は、危険物政省令の規定にかんがみ、その容量区分に応じた幅とし合理的かつ実態に合致した規制とすること。
 3. 室内の内装制限をすべての少量危険物の屋内貯蔵・取扱いに及ぼすものとする。
 4. 地上・地下タンクについての規定に準じて整備するとともに、移動タンクの基準を新設すること。
- 解説 1 空地の幅については、従来は一率に2メートル以上又は1メートル以上とされていたのを容器の種類及び貯蔵し、又は取り扱う数量に応じて1メートル以上又は2メートル以上とされた。

2. 危険物の屋内貯蔵取扱いの場合の室内の内装制限については、従来は第4類の危険物に限られていたのをすべての危険物に及ぼすこととされた。

3. 危険物をタンクへ収納する場合は当該タンクの容量をこえないこととされた。なお、タンクの容量とは、タンクの内容積の90パーセントの量である。

4. 接触又は混合により発火するおそれのある危険物と危険物その他の物品は、相互に近接して置かないこととされた。なお、混合危険の例としては、酸化性物質と還元性物質、酸化性塩類と強酸等がある。

5. 地上タンクについては、次によることとされた。
(1)タンクの板厚は、従来は一率に2ミリメートル以上とされていたのをタンクの容量に応じ1.0ミリメートル以上ないし2.0ミリメートル以上とするとともに、漏れ又は変形の試験基準を定めたこと。

(2)アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で作られたタンクにあっては、さび止め措置を免じたこと。

(3)地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。

(4)見やすい位置に容量を覚知する装置(油量計)を設けること。

(5)タンクの配管には、開閉弁を設けるとともに、地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないような措置を講ずること。

6. 地下タンクについては、5の(2)および(4)によるほか次によることとされた。

(1)厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に作るとともに、一定圧力によって漏れ、又は変形しないこと。

(2)安全装置を設けること。

(3)マンホール及び注入口のふたは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で作るとともに、これらの装置の損傷を防止するための防護棒を設けること。

(4)さび止め措置を講ずるほか、見やすい位置に「危

」の標識を設けること。

第6 避難管理に関する事項

1. 百貨店等の避難通路の幅は床面積、売場面積等に応じた避難上有効な幅とすること。

2. 防火戸に関する規定を新設し、随時閉鎖することができるようにその機能を有効に保持することとともに、その付近には閉鎖の障害となる物件を放置してはならないものとする。

第7 雑則に関する事項

1. 多量の可燃性ガス等を発生する炉およびかまど、ボイラー、発熱量6万kcal毎時をこえる給湯湯沸設備ならびにサウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)について新たに届出を義務づけるものとする。

2. 消防法および同法施行令の改正に伴い、核燃料物質等の貯蔵または取扱いの届出の規定を削除するものとする。

第8 罰則に関する事項

罰金等臨時措置法の改正に伴い、消防法第3章の規定にかわる罰金の額を考慮して罰金の額を約2倍引き上げるものとする。

第9 附則に関する事項

1. 事項別に公布の日から、または公布の日から3月、6月もしくは1年を経過した日から施行するものとする。

2. 現存のタンクおよび移動式ストーブについて所要の経過措置を設けること。

大阪市では5月市会か

大阪市消防局でも、大阪市火災予防条例改正案を5月市会に提案すべく、改正案の作成審議中である。



情熱の新発売! ヤマト消火器

ヤマト

エクセル

EXCEL

蓄圧式ABC粉末消火器

危険物施設の概要

消 防 白 書 よ り

危険物施設の数

昭和47年3月31日現在における危険物施設の数は、第1表に示すとおり総数37万7,123で前年同期に比べ3万1,010(9%)の増加となっている。

危険物施設の推移を、昭和34年の危険物規制制度改正当時の施設数を100とした指数によって表わすと第2表のとおりである。

これによると、施設総数で3.96倍、製造所1.50倍、貯蔵所3.67倍および取扱所4.81倍となっており、取扱所の増加

が最も大きい。

貯蔵所のうち、増加の大きいものとしては、地下タンク貯蔵所の9.51倍、移動タンク貯蔵所の8.08倍、屋内タンク貯蔵所の7.18倍であり、例年同様比較的少量の危険物を貯蔵する施設の増加が大きい。

取扱所では、一般取扱所が9.16倍と最も増加が大きくなっている。昭和46年度中に設置された各施設ごとの設置数をみると、一般取扱所が8,667で最も多く、次いで地下タンク貯蔵所6,252、屋内タンク貯蔵所が4,770、給油取扱所が3,889、移動タンク貯蔵所が3,088等となっており、移動タンク貯蔵所と新しく区分が設けられた第2種販売取扱所を除き他の施設はいずれも前年度中の設置数を下回る数となっていることが注目される。

危険物施設の許可区分別構成

昭和47年3月31日現在における危険物施設をその許可区分ごとの構成比で示すと第1図のとおりであり、製造所

第1表 危険物施設数

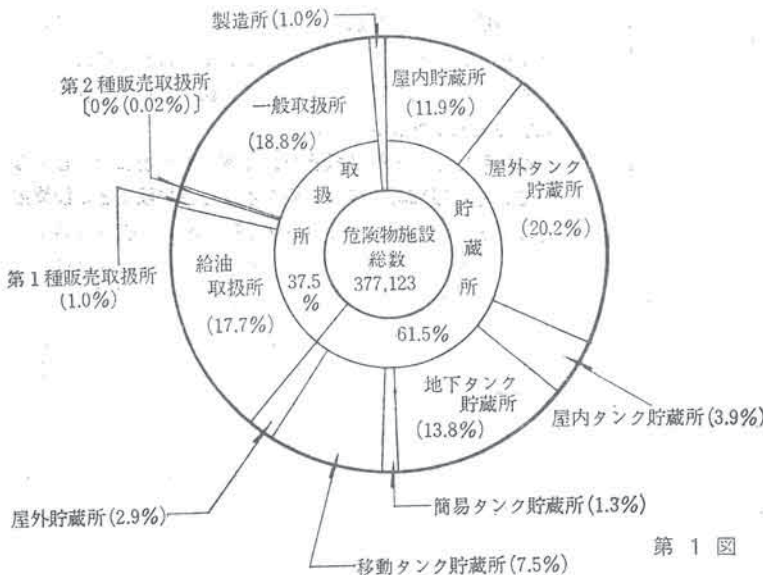
昭和47年3月31日現在

施設の区分 市町村の別	合計	製 造 所	貯 蔵 所								取 扱 所				
			小 計	屋 内 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	屋 内 貯 蔵 所	地 下 貯 蔵 所	簡 易 貯 蔵 所	移 動 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	小 計	給 油 取 扱 所	第1種 販 売 所	第2種 販 売 所	一 般 取 扱 所
総 計	377,123	3,789	231,972	44,872	76,090	14,667	52,132	4,805	28,484	10,922	141,362	66,638	3,722	91	70,911
消防本部及び 署設置市町村分	320,100	3,454	202,466	37,004	65,208	13,702	46,301	3,768	26,706	9,777	114,180	50,539	3,487	77	60,077
消防本部及び 署未設置市町村分	57,023	335	29,506	7,868	10,882	965	5,831	1,037	1,778	1,145	27,182	16,099	235	14	10,834
昭和46.3.31 現在総数	346,113	3,684	213,883	43,254	71,320	13,611	45,880	4,849	25,396	9,573	128,546	62,749	3,553	—	62,244

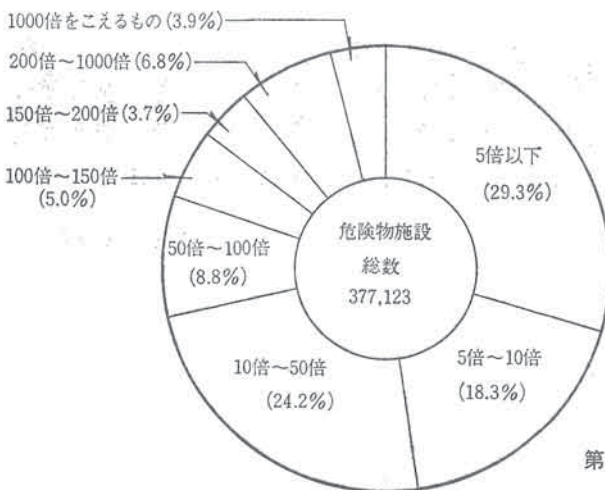
第2表 危険物施設数の累年比較

調査期日	製造所等 の別 総 計	製 造 所	貯 蔵 所								取 扱 所				
			小 計	屋 内 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	屋 内 貯 蔵 所	地 下 貯 蔵 所	簡 易 貯 蔵 所	移 動 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	小 計	給 油 取 扱 所	第1種 販 売 所	第2種 販 売 所	一 般 取 扱 所
昭和34年9月30日	(95,207)	(2,523)	(63,303)	(23,566)	(19,090)	(2,048)	(5,484)	(7,237)	(3,527)	(2,351)	(29,381)	(19,937)	(1,702)	—	(7,742)
36年3月31日	111	98	109	104	121	109	117	77	131	99	116	116	133	—	115
37年	123	102	122	109	146	142	132	61	176	99	129	126	99	—	142
38年	134	106	138	114	169	194	175	61	224	112	146	142	101	—	168
39年	158	109	157	119	190	249	228	60	283	123	166	159	112	—	197
40年	180	110	179	128	215	312	286	63	337	143	190	178	123	—	238
41年	200	115	203	137	236	371	357	64	377	182	206	193	126	—	259
42年	222	119	222	145	256	435	436	64	431	218	237	212	121	—	327
43年	255	125	249	155	282	497	515	65	506	262	297	246	145	—	448
44年	293	133	276	165	311	546	604	66	583	302	342	270	171	—	563
45年	324	137	304	173	339	602	708	66	642	347	385	291	192	—	669
46年	364	146	338	184	374	665	837	67	720	407	438	315	209	—	804
47年	396	150	367	190	398	718	951	67	808	465	481	334	219	(13)	916

(注) (1) 昭和34年9月30日現在の数値を100とする。 (2) 第2種販売取扱所については、昭和47年3月31日現在の数値を100とする。 (3) () 内は、実数である。



第 1 図



第 2 図

1.0%、貯蔵所61.5%および取扱所37.5%となっている。

前年度の製造所1.1%、貯蔵所61.8%、取扱所37.1%と比較すると、製造所および貯蔵所の占める割合が減少し、取扱所の割合が増加している。

これは例年と同様であり、取扱所の占める割合が年々増加している。

危険物施設の規模別構成

昭和47年3月31日現在における危険物施設の規模（最大貯蔵数量または最大取扱数量によるもの）別の構成は、第2図のとおりであり、前年とほぼ同様である。

危険物取扱者試験

昭和46年6月に危険物関係法令が改正され、従来からの危険物取扱主任者制度が危険物取扱者制度に改められるとともに、従来からの甲種および乙種の資格のほか、新たに丙種危険物取扱者が加えられた。

危険物取扱者試験は、都道府県知事が年1回以上実施することとされており、特に新たに設けられた丙種危険物取扱者試験については、その資格者を確保するため昭和46年6月1日から昭和47年9月30日までの間において、少なくとも2回以上行なうよう努めなければならないこととされている。

この試験における甲種または乙種の合格者に対しては、危険物施設における危険物の保安監督者になり得る資格が付与され、丙種の合格者に対しては、ガソリン、灯油、軽油、重油等の危険物に限定して、危険物の取扱い資格が与えられる。

あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置
 防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置
 泡・ガス・エア−ホーム消火装置

YMオートアンロック

YM式オートアンロック西日本総括
 斉田式救助袋 近畿地区
 日本ドライケミカル (株)
 ヤマト消火器 (株)

代理店

株式会社
三和商会

TEL 06 (443) 2456

受験者の動向

昭和46年度中における危険物取扱者試験は、全国で延べ106回実施され、その受験者総数は31万8,075名に及んでいる。これは、前年度の25万2,083名に対し、6万5,992名の増加となっており、史上最高の増加数である。受験者総数の内訳は、甲種が8,919名、乙種が25万7,534名および丙種が5万1,622名となっている。

受験者総数のうち、乙種第4類の受験者が23万8,353名で最も多く、総数の74.9%を占め、次いで、丙種が16.2%甲種が2.8%と続いている。

昭和42年度から昭和46年度までにおける危険物取扱者試験受験者数の推移は第3表のとおりである。

合格者数および合格率の動向

昭和46年度における合格者数は、16万8,734名で、合格率は53.2%となっている。試験の種類別による合格率の内訳についてみると、甲種が50.4%、乙種が47.3%、丙種が82.2%となっている。

なお、本制度が発足して以来の合格者数は、昭和46年度末で100万を越え、112万3,326名に達した。

なお、その種類別の内訳は第4表のとおりである。

新刊図書紹介

▷消防防災法規総覧(追録式)

A 5 版 全4,000頁 3巻

1,400円(3月末日まで)

送料実費(大阪市内は330円)

(内容概要)

- 第1巻 基本法令編 消防法、同施行令、同施行規則、危険物規制政令、同規則、石油パイプライン事業法、その他法令告示等80件
- 第2巻 関係法令編 高圧ガス取締法、危険物船舶運送貯蔵規則その他法令その他57件
- 第3巻 例規、実例編 関係通達、行政実例等937件

▷改訂版図解危険物施設早わかり

第1集 第2集、第3集 各950円

第3表 危険物取扱者試験受験者数

区 分 年 度	合 計	甲 種	乙 種						丙 種	
			小 計	1 類	2 類	3 類	4 類	5 類		6 類
昭和42年度	222,572	6,354	216,218	3,332	1,816	2,576	199,119	1,446	7,929	—
43	238,014	6,375	231,639	3,462	1,942	2,778	214,309	1,459	7,689	—
44	246,956	6,796	240,160	3,556	2,361	2,827	221,681	1,775	7,960	—
45	252,083	8,303	243,780	3,701	2,863	3,085	224,103	1,786	8,242	—
46	318,075	8,919	257,534	3,791	2,508	2,791	238,353	1,626	8,457	51,622

第4表 危険物取扱者試験合格者数

区 分 年 度	合 計	甲 種	乙 種						丙 種	
			小 計	1 類	2 類	3 類	4 類	5 類		6 類
総 計	1,123,326	33,268	1,047,629	22,924	13,228	21,149	930,465	10,326	49,537	42,429
昭和35年度	41,977	1,394	40,583	621	430	1,481	35,430	583	2,038	—
36	52,886	1,687	51,199	690	483	1,625	45,130	484	2,784	—
37	62,759	1,514	61,245	690	452	1,457	55,289	426	2,931	—
38	82,195	2,086	80,109	2,655	535	1,605	71,732	454	3,128	—
39	79,102	2,363	76,739	2,070	800	1,409	68,109	556	3,795	—
40	84,897	2,582	82,315	1,742	853	1,388	78,834	668	3,830	—
41	94,496	2,807	91,689	1,846	1,100	1,738	81,655	848	4,502	—
42	105,245	3,567	101,678	2,382	1,458	1,917	89,446	1,141	5,334	—
43	114,274	3,277	110,997	2,542	1,516	2,057	98,608	1,155	5,119	—
44	119,616	3,287	116,329	2,519	1,731	2,145	103,142	1,415	5,377	—
45	117,145	4,212	112,933	2,509	2,009	2,246	99,610	1,347	5,212	—
46	168,734	4,492	121,813	2,658	1,861	2,081	108,480	1,249	5,484	42,429

解説

防爆電気設備(その1)

防爆電気設備

可燃性ガスまたは引火性蒸気の存在する作業場では、その場所または部分の状態、取り扱う危険物の品種により危険場所を分類し、そし分類に応じた電気設備を使用することにより災害を未然に防止しなければならない。

危険場所の分類と、適応する電気機器について説明する

危険場所の分類

危険場所とは作業場等において空気中に爆発または燃焼をするに十分な量の可燃性ガスまたは可燃性蒸気(以下爆発性混合気体という。)が存在するおそれのある場所であって、危険の程度にしたがって第1種危険場所または第2種危険場所のいずれかに分類される。

第1種危険場所

日本工業規格J I S—C—0903「電気機器の一般用防爆構造通則」(以下J I S 防爆通則という。)では危険場所のうち次の(1)から(3)に相当する危険場所を第1種危険場所としている。

(1) 爆発性混合気体が通常の使用状態で集積し、何らかの点火源により引火爆発するおそれのある場所。

(2) 修繕、保守または漏洩等のため、しばしば爆発性混合気体が集積して危険となるおそれのある場所。

(3) 機械、装置などの破壊、破損または作業工程における誤操作の結果、危険な濃度の爆発性混合気体を放出し、同時に電気機器にも故障を生ずるおそれのある場所。

第1種危険場所になり易いものを第1表に示す。

第1表 第1種危険場所になりやすい場所

- (1) 液化可燃性ガスまたは引火性液体を容器から容器へ移注する場所
- (2) 可燃性ガスまたは引火性液体を圧縮または圧送するポンプ室
- (3) 可燃性ガスまたは引火性液体を用いて反応を行なう場所
- (4) 引火性液体を入れた開放型タンクまたは槽のある場所
- (5) 引火性液体をろ過する場所
- (6) 引火性液体を用いて抽出を行なう場所
- (7) 引火性液体を用いて洗浄または染色を行なう場所
- (8) 引火性液体を含む塗料を用いる塗装場所
- (9) 引火性液体を蒸溜する場所
- (10) 可燃性蒸気を発生する蒸発室または乾燥室
- (11) 可燃性蒸気を発生する物質を塗布する場所
- (12) 可燃性ガス発生室または可燃性ガスが漏出するおそれのあるガス製造所の一部
- (13) 可燃性ガスまたは可燃性蒸気を排出する排出口の周辺
- (14) その他通常の使用状態で爆発性ガスが集積して危険となるおそれのある場所

第2種危険場所

J I S 防爆通則では次の(1)から(3)までに相当する場所を第2種危険場所としている。

消防ポンプから家庭用消火器まで!

消防機器の総合メーカー

- 梯子消防車
- 消防ポンプ車
- 保険付消火器
- クレーン車

森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区腹見町2の33
TEL (751) 1351
営業所 東京・大阪・仙台・名古屋・福岡
富山・北海道



保険付

家庭用万能消火器ビーナス

信頼のマーク



第 2 表 爆発性混合気体の分類表

物質名	爆発等級	発火度	発火点 (°C)	引火点 (°C)	爆発限界 (vol%)	蒸気密度 (空気=1)
アセチレン	3	G2	305	ガス	2.5~81	0.90
アセトアルデヒド	1	G4	140	-37.8	4.1~55	1.52
アセトン	1	G1	538	-17.8	2.6~12.8	2.00
アミルアルコール (正)	1	G2	300	33	1.2~10.0	3.04
アンモニア	1	G1	630	ガス	16~25	0.58
一酸化炭素	1	G1	605	ガス	12.5~74	0.976
エタ	1	G1	470	ガス	3.0~12.5	1.035
エチルチルコール	1	G2	423	12.8	4.7~19	1.59
エチルエーテル	1	G4	160	-45	1.9~48	2.56
メチル・エチル・ケトン	1	G1	516	-1.1	1.8~10	2.48
エチレン	2	G1	450	ガス	3.1~32	0.975
塩化ビニール	1	G1	472	ガス	4~22	2.15
オクタン (イソ)	1	G2	418	-12.2	1.1~6.0	3.93
ガス油	1	G3	220~	66	6.0~13.5	—
ガソリン	1	G3	約 350	-42.8	1.4~7.6	3~4
キシロール (オルソ)	1	G1	約 250	17.2	1.0~6.0	3.66
クロルベンゾール (モノ)	1	G1	638	29.4	1.3~7.1	3.88
氷酢酸	1	G1	485	40	4.0~	2.07
酢酸アミル (イソ)	1	G2	380	25	1.0~7.45	4.49
酢酸エチル	1	G1	460	-4.4	2.5~9.0	3.04
酢酸ブチル (正)	1	G2	421	22.2	1.7~7.6	4.00
酢酸プロピル (正)	1	G1	450	14.4	2.0~8.0	3.52
酢酸メチル	1	G1	454	-10	3.1~16	2.56
酸化エチレン	1	G2	429	< -17.8	3.0~80	1.52
シクロヘキサン	1	G3	260	-20	1.3~8.0	2.90
水性ガス	3	G1	—	ガス	7.0~72	—
水素	3	G1	580	ガス	4.0~75	0.069
石炭ガス	2	G1	649	ガス	5.3~32	—
アカン (正)	1	G3	208	47.3	0.8~5.4	4.90
トルオール	1	G1	536	4.4	1.4~6.7	3.14
二硫化炭素	3	G5	100	-30	1.25~44	2.64
ブタン (正)	1	G2	405	-60	1.9~8.5	2.01
ブチルアルコール (正)	1	G2	340	28.9	1.4~11.2	2.55
ブチルアルコール (イソ)	1	G2	425	27.8	1.68~10.9	2.55
フルフラール	1	G2	316	60	2.1~	3.31
プロパン	1	G1	466	ガス	2.2~9.5	1.56
ヘキサン (正)	1	G3	234	-21.7	1.2~7.5	2.97
ヘプタン (正)	1	G3	223	-3.9	1.2~6.7	3.45
ベンゾール	1	G1	538	-11.1	1.4~7.1	2.77
ペンタン (正)	1	G3	287	< -40	1.5~7.8	2.48
無水酢酸	1	G2	315	49.6	2.7~10	3.52
メタン	1	G1	535	ガス	5.3~14.0	0.554
メチルアルコール	1	G1	464	11.1	7.3~36	1.11

〔注〕 この表は、J I S 防爆通則、附表による。

(1) 可燃性ガスまたは可燃性液体を常時取り扱っているが、これらは密閉した容器または設備内で取り扱っておりその容器または設備が事故のため破壊、破損した場合、または操作を誤った場合にのみ爆発性混合気体漏出による危険の生ずる場所。

(2) 確実な機械的換気装置により、爆発性混合気体が集積しても危険とならないようにしてあるが、換気装置に異常または事故を生じた場合は危険となるおそれのある場所

(3) 第 1 種危険場所の周辺または隣接する室内で危険な濃度の爆発性混合気体が時々侵入するおそれのある場所。

爆発性混合気体の分類

危険場所で使用する防爆構造の電気機器は、爆発性混合気体が、空気または酸素と一定の範囲の割合で混合しているとき、この場所で使用中の電気機器から発する火花による引火爆発を防止するため設置されるものである。

この対象となる爆発性混合気体をつくる可燃物を発火度、爆発等級、引火点、発火点等の要件にもとづき分類すると表 2 第に示すとおりである。

したがって危険場所において電気機器を使用する場合は危険場所の種別対象となる爆発性混合気体の爆発等級および発火度等に応じた防爆構造のものを選定使用しなければならない。

また、同一場所において危険度の異なった爆発性混合気体が存在するおそれのある場合は、危険度の高い方に対する防爆構造を選定すべきである。

なお、爆発等級、発火度は爆発性混合気体による爆発火災予防のためのドイツ防爆規定をもとにしてつくられたものであり、第 1 編火災逸走限界の項を参照されたい。

〔次号に続く〕

質 議 応 答

危険物運搬容器、表示について

〔質問〕 消防法では第 16 条に、危険物の運搬は、その容器について技術上の基準に従えと定めているが、貯蔵するときの容器の規制はありませんか。

又、容器には品名等を掲示するようになっていますが、この掲示責任は誰にあるのでしょうか。なお化粧品やエアゾール製品には表示を省略してもよろしいのですか。

〔回答〕 (1) 危険物の運搬容器は、消防法第 16 条に基き政令、規則により危険物名ごとに、材質、構造、最大容積又は収容重量、収納法、表示を定めています。

そして政令第 29 条で、危険物を運搬するときは定められた運搬容器に、定められた方法により収納し密栓する

ようになっていますが、政令第26条では、屋内貯蔵所、屋外貯蔵所で危険物を貯蔵するとき、又は危険物施設で危険物を容器に詰替えるときは、危険物ごとに運搬容器、収納規定によるように定めているので、危険物を容器に入れる場合は、常に法令でいう運搬容器に収納しなければならないこととなります。

(2) 運搬容器及び包装の外部には、政令第29条と規則第44条により表示をするよう定めています。表示内容は次のとおりで、容器に直接表示しても、表示したラベルを貼付けても差支えありません。

(i) 危険物の品名及び化学名(ガソリンの場合は、第一石油類ガソリン)

(ii) 危険物の収容量

(iii) 注意事項

イ 塩素酸塩類及び過塩素酸塩類にあつては「火気注意」、アルカリ金属以外の過酸化物(無機過酸化物を除く)にあつては「火気注意」及び「衝撃注意」、アルカリ金属の過酸化物にあつては「禁水」及び「衝撃注意」、過マンガン酸塩類、過酸化水素水及び硝酸アンモニウムにあつては「取扱注意」、その他の第一類の危険物にあつては「衝撃注意」

ロ 第二類の危険物にあつては「火気注意」

ハ 第三類の危険物にあつては「禁水」

ニ 第四類の危険物にあつては「火気厳禁」

ホ セルロイド類にあつては「火気厳禁」、ジニトロナフタリンにあつては「火気注意」、その他の第五類の危険物にあつては「火気厳禁」及び「衝撃注意」

ヘ 第六類・危険物にあつては「注水注意」

表示責任は、現に危険物を所有し、管理している者となりますが当然容器に詰め替えた時に表示すべきです。

大阪府危険物取扱者試験

受験者 乙5,500名

合格発表 4月18日

大阪府では、47年度第4回目の取扱者試験を3月25日、近畿大学で実施したが合格者を4月18日に発表する。

受験者は

乙種第4類	5,591名
丙種	2,062名

最近の乙種第4類試験合格率

45年2月	56%
45年8月	47%
45年11月	45%
46年5月	44%
46年11月	29%
47年2月	49%
47年5月	37%
47年11月	36%

最近の丙種試験合格率

47年2月	91%
47年8月	86%

「危険物関係実務必携」発刊

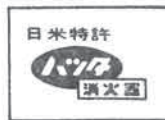
大阪市危険物品協会

大阪市危険物品協会では、かねて大阪市消防局指導課の協力を得、編集をすすめていた危険物関係実務必携第1編がこのほど完成、会員に配布することになった。



防災のことなら...

パツ子におまかせください



パツ子消火器・消火装置
株式会社 初田製作所

本社工場	0720-56-1281代表
大阪営業所	06-473-4871~4
堺出張所	0722-21-3444